

【イタリア】「公共の安全」のための緊急立法－新政権の不法移民対策

* 2008年4月に総選挙が行われたイタリアでは、中道右派連合を率いるシルヴィオ・ベルルスコーニが、上下両院ともに安定多数の議席を獲得して、三たび政権に返り咲いた。5月8日に発足した、北部同盟の議員4名を含む第4次ベルルスコーニ内閣は、早速、緊急の対策として、①「公共の安全」対策、②カンパーニャ州の廃棄物処理問題、③家計の負担の軽減措置の三つの課題に着手した。本稿では①を取り上げる。（②③については、本誌「短信」参照）

背景と経過

「公共の安全」対策は、もともとは、プローディ前内閣により、昨年の秋に、複数の法案からなる「パッケージ法案」として、議会に提出された。近年の犯罪の増加により、国民の間に治安悪化への懸念が高まったためである。不法滞在の外国人による老人、女性、子どもに対する犯罪、金融がらみの巧妙な手口の組織犯罪のほか、飲酒・薬物運転等も、市民の安全を脅かすものとして、取締りの対象とされた。さらに、10月末に生じたルーマニア人による暴行事件が、反移民感情を掻き立てたこともあり、公共の安全を理由に外国人を国外退去させることのできる権限を県知事に与える暫定措置令（緊急の必要がある場合に、両議院の委任により政府が制定し、法律と同等の効力を有するが、60日以内に法律に転換しないと効力を失う）が、対策の一環として急遽加えられた。プローディ政権は、移民に比較的寛容と見られていただけに、とりわけこの暫定措置令の公布は、内外に驚きをもって受け止められた。しかし、これらの法案は、審議されることなく、本年2月の議会の解散とともに、廃案となり、暫定措置令も法律に転換されずに失効した。

ベルルスコーニは、首相に指名されるや、「市民が恐怖を感じない権利」を保障することを宣言し、「公共の安全」対策の実現を、一刻の猶予もならぬ緊急の課題として、即座に準備に着手した。5月21日の初の閣議を経て、直ちに、廃案になった「パッケージ法案」に代わる新たな一連の緊急対策が発表された。それらは、次の3種類、計5本の法令から構成されている。

- ① 2008年5月23日の暫定措置令第92号「公共の安全に関する緊急措置」（以下「暫定措置令」という）
 - ② 2008年6月3日提出の内閣提出法案「公共の安全に関する規定」（以下「法案」という）
 - ③ (イ) EU域外の外国人の家族の再結合に関する立法命令 (ロ) 亡命者のステータスの授与及び撤回に関する立法命令 (ハ) EU市民の自由な移動に関する立法命令
- このうち、③の3本の立法命令は、EU指令の国内法規への置き換えに係るものである。

概要と問題点

これら一連の対策は、プローディ政権における「公共の安全」対策の枠組を継承するものであり、対象とする領域は、飲酒運転や物乞いの取締りから組織犯罪対策までも含む、

広範囲にわたるものである。しかし、その中で、国内的にも国際的にも波紋を広げ、議論の中心になっているのは、EU域外からの移民はもちろん、EU加盟国から流入する者も含む不法移民に対する措置である。実際、新内閣の「公共の安全」対策の最大の狙いは、それにあると言っても過言ではない。「公共の安全」対策推進の中心である新内務大臣マローニは、北部同盟から入閣した4人のうちの1人である。移民そのものに反対の立場をとる北部同盟は、不法滞在の外国人に対する取締りの強化を訴えてきた。今回の選挙で躍進した北部同盟は、そうした不法移民対策の訴えが支持を集めたと見ており、マローニ内相は、立案に当たって、強気の姿勢を崩さなかった。

不法滞在の外国人に対する規制に関わる主な規定の概要は、次のとおりである。

- ① 不法滞在者には、6か月から4年の懲役刑を科す（法案第9条）。
- ② 外国人の犯罪は、不法滞在が加重事由となる（暫定措置令第1条）。
- ③ 懲役2年以上の判決を受けた外国人は、国外退去を命じられる（暫定措置令第1条）。
- ④ 不法滞在者の収容所である「一時滞在センター」には、これまでの2か月に代わり、最長18か月間、収容することができる（法案第18条）。さらに、名称が「本人確認・国外退去センター」に変更される（暫定措置令第9条）。
- ⑤ 不法滞在者に住居を貸した者に対して、6か月から3年の禁錮、または5万ユーロ以下の罰金が科され、当該住居は没収される（暫定措置令第5条）。

①については、不法滞在自体が犯罪となるため、とくに論議を呼んでいる。暫定措置令ではなく、法案の方に盛り込まれた規定であるので、今後の審議の中で最大の争点となるものと予想される。法案が出来上がった後の6月上旬、ベルルスコーニ首相が、不法滞在自体を犯罪とすることをためらうような発言を行ったため、この発言を後退と受け取ったマローニ内相との間に、一時波風が立った。

②は、刑法典第61条（「共通の加重情状」）に新たに付加される規定である。③は、同第235条及び第312条（「外国人の国外退去」）を改正するもので、より厳しい内容となっている。加えて、改正条文の中では「外国人及びEU加盟国に所属する市民」と、EU域外の外国人と区別されるEU加盟国の者も対象となることが明文化されることになる。

これらの措置により最も影響を受けるのはルーマニア人である。イタリアには、以前から、言語の親近性もあってルーマニアからの移民が目立っていたが、同国のEU加盟後は急激に増えている。ルーマニア出身の流浪の民ロマも多く、イタリア各地にその非合法キャンプが存在する。こうした背景のもと、ルーマニア人及びルーマニア出身のロマが、今回の対策の主要な標的になっているのは明らかで、それをめぐって、ルーマニア政府との間で摩擦が生じた。また、新政権による不法移民対策の強化の動きと並行して、大都市の移民の多い地区やロマのキャンプが襲撃にあう事件が頻発した。イタリアが排外主義的、人種差別的な傾向を強めていくのではないかと懸念が、ヴァチカンをはじめ、国連、EU、周辺諸国の政府、さらに国際人権団体などから表明された。しかし、イタリア政府は、法案を速やかに審議し、暫定措置令の法律への転換とともに、7月中旬に成立させたいとしている。

（萩原愛一・海外立法情報調査室）